

診療・検査医療機関

理事 阿部 行宏

2020年3月11日にWHOがパンデミック宣言を行い国内でもクラスター発生が報告されるようになり、3月中旬には新潟市においてもPCR検査陽性患者が発生していた。さらに3月下旬から濃厚接触者で感冒症状を発症した方に対し積極的にPCR検査を行うようになっていた。

各診療所での対応の詳細は別紙に譲るが、当項目においては診療検査医療機関がどのように構築されたかについて記載したい。

新型コロナウイルス感染症が流行初期に起きて、インフルエンザとの同時流行も懸念されていた。そのため発熱対応に対する体制の早急な構築が必要とされていた。

初期において検査は行政検査扱いとされたが、2020年8月末には、件数が多くなるにつれ各診療所での検査も推奨され新潟市と契約することにより施行できるようになった。それに伴い「診療・検査医療機関」はCOVID-19が疑われる方の検査及び診療・投薬ができる医療機関とされ、申請に基づき各都道府県が指定するものとされた。「発熱患者専用の診察室（時間的・空間的分離を行い、プレハブ・簡易テント・駐車場での診療をする場合を含む）を設け、発熱患者等を受け入れる体制」が要件とされていた。また、それに伴い体制確保に係る診療時間等の変更についての医療法上の取り扱いに関しては届け出不要となっていた。

感染の疑われる患者はまず新潟県新型コロナ受診・相談センターに電話し受診相談するか、県のホームページに掲載された診療・検査医療機関に問い合わせたうえで受診することとされた。陽性者に対しては初期は全員入院対応とされ、県の医療調整本部内に設置された患者受入調整センター（PCC）が調整していた。経過とともに患者数が増えるにつれ宿泊・自宅療養が行われるようになった。

新潟県には674の診療検査医療機関が登録され、県ホームページに公表可能としているとこ

ろは380医療機関であった。2022年に感染拡大に伴い、さらなる拡充と公表の依頼を行い最終的には県内に695の登録が行われ、公表可能機関数も485と急増した。

発熱患者専用の診察室においては、対応時間帯に一般患者が来院した場合、同一医師が発熱患者専用の診察室で一般患者の診療を行うことは認められず、ほかの時間帯に来院するか動線分離、消毒、換気など感染防止策がとられた中で、別の診察室での診療が求められていた。

検査対応推進のために新潟市医師会としては関連業者にお申し、安全に検体採取が行えるような簡易PCR検査室（プレハブの使用）の提案を行った（図1）。診療所の駐車場に設営することを前提に、新たな建築許可申請のいらぬ車1台分のスペースで収まるようにした。その体制維持に係る補助金も策定されていた。

また、検査を行った場合には感染患者および濃厚接触者の情報管理のため「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）：Health Center Real-time Information-sharing System on COVID-19」が構築され各患者の状況を迅速に入力することとなった。初期においてはすべてのコロナ検査施行者に対して入力する方針であったが感染患者増加に伴い陽性患者のみ登録することになった。また、このシステムにより療養患者の発症届が行われ療養証明書も発行されることになった。My HER-SYSに繋ぐことにより陽性患者本人がスマートフォンやパソコンから自身、家族の健康状態の入力もできるようになっていた。

2022年9月からは患者の総数登録に切り替わっていた。

2023年5月に新型コロナウイルス感染症が5類に変更され、2023年10月末日に機能は停止した。

また、各医療機関の稼働状況の確認のため「医療機関等情報支援システム（G-MIS）：

